

一般社団法人日本再生産業開発機構
定款

平成 23 年 8 月 31 日作成

定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人日本再生産業開発機構と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、日本経済を支える企業活動の促進と産業の再生に関わる新しい産業分野についての共同研究・開発および調査研究及びそれらに関するプログラムの策定を目的とし、その目的に資するために次の事業を行う。

- 1 経営、会計、税務、相続、法律問題に係るコンサルティング業務
- 2 給与計算、社会保険等に関するコンサルティング業務
- 3 各種ビジネス情報のデータ提供サービス事業
- 4 企業の各種人材育成のための研修会・講演会の企画及び運営
- 5 メンタルヘルス相談及びカウンセリング業
- 6 海外及び国内の不動産の売買、賃貸借、仲介、管理及び運営
- 7 ホームヘルパーの派遣等の在宅介護事業
- 8 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(公告)

第 4 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(機関の設置)

第 5 条 当法人は、理事会、監事を置く。

第 2 章 社員及び会員

(入会)

第 6 条 当法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する

る法律(以下「法人法」という)上の社員とする。

(1)正会員：当法人の目的に賛同して入会した個人及び法人

(2)賛助会員：当法人の事業を賛助するために入会した個人及び法人

(3)特別会員：当法人の目的に賛同し、協力及び功績のある法人及び個人で入会した者を特別会員とする。

- 2 当法人への入会は、正会員2名以上の推薦を得て、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。
- 3 当法人への入会申込みがあった時、正当な理由がない限り、入会を認めるものとする。
- 4 当法人への入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知するものとする。
- 5 正会員は代表権を有する者、もしくは代表権を有する者が指名する当該企業に所属する者を代表者として正会員名簿に登録するものとする。なお、代表者の登録の変更は、事務局への届出により行うことができる。
- 6 賛助会員は代表権を有する者、もしくは代表権を有する者が指名する当該企業に所属する者を代表者として賛助会員名簿に登録する。なお、代表者の登録の変更は、事務局への届出により行うことができる。

(社員の資格喪失)

第7条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 解散又は破産したとき。
- (3) 総社員が同意したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(退社)

第8条 社員は、自己の意思により退社することができる。

ただし、退社しようとするときは、理事会に、その旨書面をもって30日前までに届出なければならない。

(除名)

第9条 社員が、当法人の名誉を毀損し、または当法人の目的に反する行為をしたとき、若しくは社員としての義務に違反したときは、社員総会の決議により除名することができる。

但し、当該社員に対し、議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

(社員名簿)

第 10 条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第 3 章 会費等

(会費等)

第 11 条 正会員及び賛助会員は、それぞれ会費を納めなければならない。

- 2 会費は年額とし、事業年度が変更した際に速やかに一括前納するものとする。
- 3 途中で入会した場合は、入会金およびその事業年度の会費(月割)を納入する。
- 4 前各項に定める会費及び納入単位を、以下の通りとする。
特別会員については、別途会則で定めるものとする。
(1) 入会金 正会員 10 万円、賛助会員 3 万円
(2) 年会費 正会員 12 万円、賛助会員 24,000 円
- 5 既に納入した入会金、年会費及びその他の拠出金品等は、返還しない。

第 4 章 社員総会

(構成)

第 12 条 社員総会は、社員をもって構成する。

(社員総会)

第 13 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

- 2 臨時社員総会は、理事会が必要と認めて招集を請求した場合に開催する。
- 3 前項の場合には、代表理事は請求のあった日から 30 日以内に総会を招集しなければならない。

(開催地)

第 14 条 社員総会は、理事会の決定した所在地において開催する。

(招集)

第 15 条 社員総会の招集は、理事会がこれを決し、代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より 10 日前までに各社員に対して発する。

(社員総会に付議すべき事項)

第 16 条 社員総会に付議すべき事項は、以下の事項を含めこの定款で別に規定するもののほか、一般法人法に規定する事項とする。

- (1) 事業計画及び収支予算の承認。
- (2) 事業報告及び決算報告の承認。
- (3) 定款の変更。(必要がある場合)
- (4) 理事及び監事の選任。(任期満了、その他必要がある場合)
- (5) その他本会運営に関する基本的な事項で、代表理事又は理事会が付議した事項。

(決議の方法)

第 17 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し(委任状を提出した者を含む)出席社員の議決権の過半数の承認をもってこれを行う。

(代理)

第 18 条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、委任状を当法人に提出しなければならない。

(議決権)

第 19 条 社員は、1 個の議決権を有する。

(議長)

第 20 条 社員総会の議長は代表理事若しくは理事会により選任された理事がこれに当たる。

(議事録)

第 21 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

- 2 議事録は、議長が出席社員の中から 2 名を選任してこれを作成する。
- 3 議長及び議長が指名した出席理事の 2 名以上が議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員の種類及び員数)

第 22 条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上

監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって、理事の中から選任、決定する。

(理事の職務・権限)

第24条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 代表理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第27条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって(委任状を提出した者を含む)総社員の議決権の3分の2以上の承認をもってこれを行わなければならない。

(報酬等)

第28条 役員の報酬等は、理事会において決議の上、社員総会の承認をもって定める。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会総会において、その取引について重要な事実を開示、検討、決定し、社員総会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業目的の種類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(特別顧問)

第30条 本会に、特別顧問を置くことができる。

- 2 特別顧問は、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。
- 3 特別顧問は、代表理事の諮問に応じて意見を述べることができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 特別顧問は、代表理事の諮問に応じて理事会に出席して、意見を述べることができる。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務の企画、立案及び執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

- 3 理事会の議長は、代表理事若しくは代表理事が指名する役員をもってこれにあてる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く過半数の理事が出席し、出席理事の過半数の承認をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会に付議すべき事項)

第 35 条 理事会に付議すべき事項は、この定款で別に規定するもののほか、次の通りとする。

- (1) 社員総会に提出する議案。
- (2) 諸規定の制定及び改廃。
- (3) その他業務執行に関する事項で、会長が付議した事項。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 代表理事は出席理事の中より議事録認証者 2 名を選任し、認証者はこれに記名押印する。

第 7 章 事務局

(事務局)

第 37 条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関する必要事項は、規定をもって別に定める。

第 8 章 計算

(事業年度)

第 38 条 当法人の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、その後理事会の承認を経て、第 13 条に規定する定時社員総会に

- 報告し、その承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
 - 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 40 条 当法人の事業報告及び決算報告については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項（3）号及び（4）号の書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。
 - 3 第 1 項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に 7 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 9 章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって（委任状を提出した者を含む）総社員の議決権の 3 分の 2 以上の承認をもって変更することができる。

(解散)

第 42 条 当法人は、一般法人法第 148 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって（委任状を提出した者を含む）総社員の議決権の 3 分の 2 以上の承認をもって解散することができる。

- 2 解散のときに存する残余財産は、社員総会の決議を得てその処分を決定する。

第 10 章 附則

(最初の事業年度)

第 43 条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人成立日から平成 24 年 8 月 31 日までとする。

(設立時役員)

第 44 条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	大屋	保
設立時理事	濱田	芳郎
設立時理事	谷口	朋行
設立時理事	山田	稔
設立時理事	明知	清悟
設立時理事	横山	武司
設立時理事	加藤	裕之
設立時理事	橋本	一憲
設立時理事	馬本	英一
設立時理事	鈴木	雅之
設立時理事	戸張	四郎
設立時監事	村松	勝功
設立時監事	高垣	利明

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 45 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

住所	埼玉県川越市六軒町 2 丁目 5 番地 3 (パレス仲市 303 号室)
氏名	大屋 保
住所	東京都中野区若宮 2 丁目 26 番 17 号
氏名	濱田 芳郎
住所	東京都北区王子本町 1 丁目 25 番 17 号
氏名	谷口 朋行
住所	埼玉県川越市四都野台 16 番地 10
氏名	山田 稔
住所	千葉県浦安市美浜 4 丁目 2 番 17 号
氏名	明知 清悟
住所	東京都練馬区中村 3 丁目 13 番 3 号

氏名 横山 武司
住所 東京都杉並区上井草 3 丁目 37 番 6 号
氏名 加藤 裕之
住所 埼玉県さいたま市浦和区岸町 4 丁目 26 番 1 - 2206 号
氏名 橋本 一憲
住所 神奈川県相模原市南区相南 4 丁目 22 番 5 号
氏名 馬本 英一
住所 東京都三鷹市牟礼 2 丁目 9 番 16 号
氏名 鈴木 雅之
住所 埼玉県熊谷市妻沼 5104 番地
氏名 戸張 四郎
住所 東京都町田市金井 5 丁目 23 番 15 号
氏名 村松 勝功
住所 千葉県市川市堀之内 3 丁目 11 番 5 号
氏名 高垣 利明

(法令の準拠)

第 46 条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法並びにその他の法令に従う。

以上 一般社団法人日本再生産業開発機構の設立に際し、設立時社員大屋 保他 12 名の定款作成代理人である行政書士小野里孝史は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成 23 年 8 月 31 日

設立時社員 大屋 保
設立時社員 濱田 芳郎
設立時社員 谷口 朋行
設立時社員 山田 稔
設立時社員 明知 清悟
設立時社員 横山 武司
設立時社員 加藤 裕之
設立時社員 橋本 一憲
設立時社員 馬本 英一

設立時社員 鈴木 雅之
設立時社員 戸張 四郎
設立時社員 村松 勝功
設立時社員 高垣 利明

行政書士法第一条の3に基づき代理人として作成し、電子署名する。

上記設立時社員大屋 保他 12名の定款作成代理人

東京都中央区銀座6丁目13番7号新保ビル403

行政書士 小野里 孝史

登録番号 第05082150号